

# 社会還元促進費制度構築説明 (各育てる会様ご説明用)

2022年2月  
青年海外協力隊事務局  
人材育成課・参加促進課

注：本内容は最終確定ではなく、修正の可能性があります。

## ➤ 2020年9月、「新しい時代の協力隊事業のあり方」 有識者懇談会の提言

「関係者・団体の方々と共に、新たな社会づくりに求められる人材育成と当該人材による「社会還元」に意識的かつ戦略的に取組み、地域や人々から真に必要とされる事業を目指す」

上記提言における協力隊事業の強化に向けたアクションの1つ

- パートナーとの「社会還元」推進のための環境整備  
社会還元促進費の創設。

「新しい時代の協力隊事業のあり方」有識者懇談会についてはこちらをご参照ください。

<https://www.jica.go.jp/volunteer/outline/publication/report/index.html>

## ➤ 外国人材受入れ・共生社会の実現に沿った事業の 強化

(一社)育てる会の会員である  
都道府県別※の育てる会の活動で、  
OVと協働して行うもの

※にほんまつ地球市民の会、  
駒ヶ根協力隊を育てる会を含みます。

# 対象となる活動（１）

以下のいずれかまたは複数を満たすもの

（「OB会活動支援経費」事業と同様）

（ア）地域住民が広く参画して行われる

**国際協力理解促進**のための各種イベント

（隊員活動報告会、OVとともに行う国際協力セミナー、市民講座、写真パネル展等）

（例）OVと在日留学生・技能実習生による途上国の生の情報を伝える一般対象セミナーの開催

## 対象となる活動（２）

- (イ) 地方創生や地域活性化に資する活動及び  
地域ネットワーク形成に資する活動  
(自治体、NGO/NPO、市民社会団体等との  
意見交換会、勉強会、イベントの開催等)
- (例) 地域おこし協力隊経験のあるOVと外部講師に  
よる地域おこしに関する地域住民、各界関係者  
とのパネルディスカッションによる気づきの共有

### (ウ)活動地域に在住する**外国人支援**や **多文化共生推進**

(例)

- (国際交流協会と)OVと共同で行う、地域の外国籍保護者のサポート活動
- (自治体と)OVと共同で行う、外国人労働者を受け入れる地域産業界と外国籍労働者の相互理解促進のための数度にわたる活動
- (教育委員会と)OVと共同で行う、地域在住外国籍児童・生徒への日本語教育支援活動

## 対象となる活動（４）

### (エ) JICA海外協力隊の**応募勧奨**に資する活動

（協力隊事業の概要や自身の体験を話すことを通じて参加者のJICA海外協力隊への応募に繋がる活動）

（例） 帰国隊員の地域産業界等への帰国報告、  
派遣国の事情、文化、習慣などの紹介を通じた  
JICA海外協力隊の意義、役割の紹介と相談対応

(オ)(ア)～(エ)に関連する**勉強会・  
スキルアップセミナー**の実施

(カ)**JICA海外協力隊の国内社会還元に関する  
活動報告**を主目的とする機関紙等の作成

# 支援対象内容の範囲

以下の全てを満たすもの

- (ア) 営利を目的とするものでないこと
- (イ) 宗教的目的を有するものでないこと
- (ウ) 政治的目的を有するものでないこと
- (エ) 公の秩序及び善良な風俗を乱すものではないこと
- (オ) 社会的妥当性を欠くものでないこと
- (カ) 複数年度ではなく、単年度で完結すること
  - (ただし、開催準備等で複数年度に分けて申請せざるを得ない等止むを得ない事情があるとJICAが判断する場合は、認める場合があります)
- (キ) 他組織または個人への資金提供ではないこと。
- (ク) 物品の購入・供与のみで完結する活動ではないこと。

# 支給額・割合

**基本:** 精算金額の80%を上限として支給  
(計画申請時にJICAが承認した上限金額以下  
かつ JICAで証憑書類が確認できる金額の80%)

**例外:** 精算金額の100%を支給可の場合

- ① 活動地域に在住する**外国人支援や多文化共生推進**  
(対象となる活動(ウ)) **かつ**
- ② **地方自治体(地方自治体、国際交流協会、又は教育委員会)との「共同」**で行う **場合**

➤ **上限額:** **1年度(4月～翌年3月)一団体あたり総合計額**  
**100万円以下**

# 手続きの流れ

時期	育てる会	JICA国内機関	書式
4月	年間計画の提出	年間計画の受理、確認	【様式2】20**年度社会還元促進費申請計画書
個別活動の実施決定1か月前まで～実施決定まで	活動に関する <b>具体的内容</b> 、経費の詳細を記載し、申請	活動内容を確認の上当該申請における <b>承認額(=精算時の上限額)</b> を決定、通知	①【様式3】活動別活動計画書・経費申請書(個票) ②(必要な場合)見積書
活動実施後(個々の活動終了後又は四半期毎)	<b>活動報告と経費精算報告</b> (証憑書類は郵送。それ以外はメール)	内容確認の上、 <b>支払額を決定</b> し、通知(原則メール)	①【様式4】報告書表紙 ②【様式5】活動別活動報告書・経費精算報告書(個票) ③証憑書類(原本)
精算確定通知書受領後	通知を受けた精算確定金額を請求する	請求書に基づき支払う。	【様式6】請求書

# 支弁対象経費（概略）

費目名	内容、基準、条件など
<b>交通費</b>	<p>対象：運営スタッフ等のOV            基準：JICA内国旅費規程の範囲内で支給。            （<a href="http://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110000025">www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110000025</a>）</p>
<b>講師謝金及び旅費</b>	<p>対象：外部講師及び活動経験等の発表等を行うOV            基準：【謝金】市民参加協力事業に係る講師謝金単価運用基準表            【旅費】JICA内国旅費規程の範囲内で支給</p>
<b>通信運搬費</b>	<p>対象事業に係る連絡および情報発信に必要不可欠な通信運搬費（切手代、葉書代、封筒代、郵送・運搬に係る経費等。）</p>
<b>会場借料</b>	<p>イベントや会議開催に係る会場・設備使用料。            （公共の施設等、極力廉価な施設を利用する）</p>
<b>資料作成費及び消耗品費</b>	<p>(1)各種活動に係る資料・プログラム等の製作に必要な経費（コピー代・印刷代・フィルム代・現像代等に要する経費）。            (2)各種活動にかかる文房具等の購入に必要な経費等            (3)オンラインでの事業実施に関する経費（Zoom有料使用代、WiFi利用料等。ただし、事業当日の使用上最小限期間の貸し出し・契約期間分を対象。個人所有のものを使用する場合は使用料は負担しない。）            (4)物品を購入して使用する場合は、単価5万円未満のもののみ支弁。</p>

# 手続きの流れ（補足）

- ①年間計画は、概略内容、概略経費計画レベルで可。
- ②年間計画が立案しにくい場合は、ご相談。
- ③年度途中での追加申請、変更も柔軟に受け付け  
ただし、予算状況により、追加申請が困難な場合あり。
- ④ すべて精算払い
- ⑤ 年度内で一区切り。2月、3月の活動については、担当国内機関と協議下さい。

活動(イベント)の際には、ご協力をお願いします。

- ① JICA海外協力隊社会還元活動と明記・発言をお願いします。
- ② JICA海外協力隊に関する説明又は情報提供をお願いします。  
(パンフレットの配布、WEBサイトの提供、  
パワーポイントによる紹介など)

- 実施の記録として、全体構図、各サブイベントごとの実施状況、お客様への対応状況、実施目的を果たしているとわかる**写真などを添付**下さい
- 報告書のフォーマット欄外に記入上の留意点を記載予定

# まとめ

申請者	対象となる活動	支給額の割合	申請
育てる会 ※OVと協働する活動	(ア)～(カ)	80%上限	年間計画⇒個別活動計画
育てる会 ※OVと協働する活動	地方自治体と共同で行う(ウ)	100%上限	年間計画⇒個別活動計画

## 【対象となる活動】

(ア)地域住民が広く参画して行われる**国際協力理解促進**のための各種イベント(隊員活動報告会、**育てる会主催**の国際協力セミナー、市民講座、写真パネル展等)

(イ) **地方創生や地域活性化に資する活動**及び地域ネットワーク形成に資する活動(自治体、NGO/NPO、市民社会団体等との意見交換会、勉強会、イベントの開催等)

(ウ)活動地域に在住する**外国人支援や多文化共生推進**

(エ)JICA海外協力隊の**応募勧奨に資する活動**(協力隊事業の概要や自身の体験を話すことを通じて参加者のJICA海外協力隊への応募に繋がる活動)

(オ)上記(ア)～(エ)に関連する**スキルアップセミナー・勉強会**の実施

(カ)**JICA海外協力隊の国内社会還元に関する活動報告**を主目的とする機関紙等の作成

## ➤ レビュー

本制度は、1年後をめぐりに評価をし、必要な改善を図る予定です。

## ➤ 人財バンク

人財バンクの活用（SNSでのネットワーク構築や情報交換）も合わせ行います。

# JICA海外協力隊 人財バンク機能の実現に向けた取組

### パートナーとの人財情報共有

社会還元における国内のパートナーとの協働を促進するため、帰国隊員に関する情報を適時・適切に共有する仕組みを構築する

#### 【具体的な施策】

- ・OV会、育てる会に対し、帰国後の隊員情報を提供
- ・Linkedinを活用したパートナーとの情報交換、情報提供

### 隊員経験を国内に還元するキャリア支援

国内でグローバル人材としての資質を備えた帰国隊員の求人ニーズが高まる中、必要とされる活躍の場に適材の帰国隊員をマッチングできるような帰国後支援を行う

#### 【具体的な施策】

- ・無料職業紹介業の認可を取得し、隊員経験を生かせる就職支援を実施

### 帰国隊員同士のネットワーク強化

帰国隊員同士、JICA、国内のパートナーをネットワークとして繋ぎ、社会還元に関連した情報共有の場の提供と、具体的な社会還元活動実施を促進するための支援を提供する

#### 【具体的な施策】

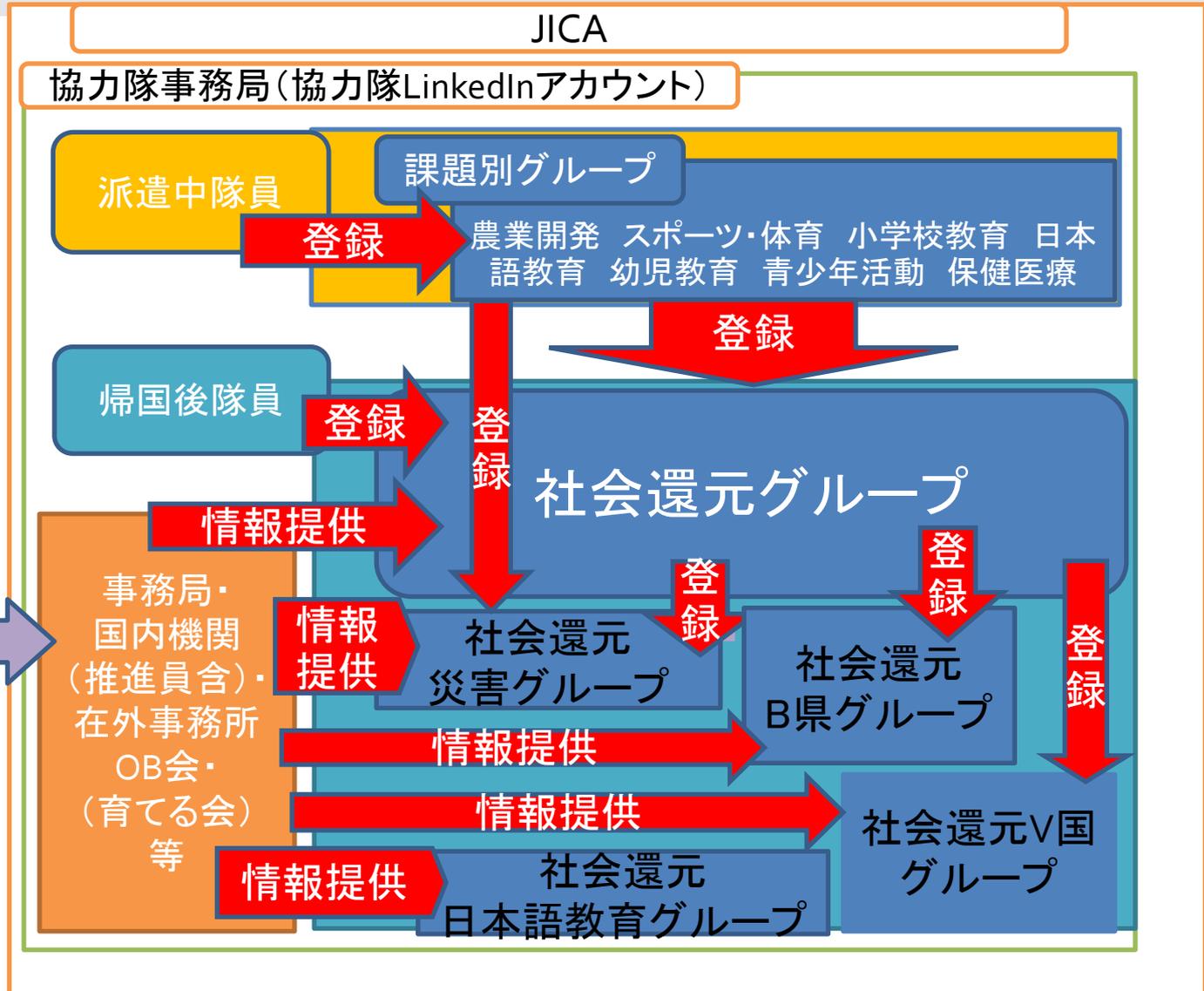
- ・Linkedinを活用した帰国後ネットワークの構築、強化
- ・社会還元促進費の開始

# 帰国隊員ネットワークと社会還元ネットワーク

→  
LinkedInによるやり取り

→  
LinkedIn外でのやり取り

LinkedInによる  
グループ形成



**育てる会の皆様は、JICA経由で情報提供を想定**

## 【期待される効果】

- 帰国隊員同士のネットワーク強化
- 同一の関心を持つ者同士での情報交換
- グッドプラクティスの共有
- 地域でのニーズ、要望のJICAからの共有
- 課題別グループとの連携により、派遣中から社会還元に関する情報交換、貢献が可能。

## 【今後の段取り】

22年4月からの運用開始を予定